

様式第 4 号

令和 7 年度 第 2 回  
桐生市公共工事等入札監視委員会会議録

開催期日	令和 7 年 1 1 月 1 4 日 (金) 9 : 5 0 ~ 1 1 : 1 0
開催場所	第 1 特別会議室
出席委員	委 員 長 内田 光人 (弁 護 士) 委員長代理 目崎 有紀 (税 理 士) 委 員 本島 邦行 (群馬大学教授)
市側出席者	総務部長、都市整備部長、都市整備部副部長、水道局長、他約 3 0 名
	<p>今回の会議においては、次の事項について審議等が行われた。</p> <p>1. 抽出結果の報告 今回の抽出当番委員である本島委員から次のとおり抽出結果の報告があった。 (抽出結果報告) 令和 7 年度上半期に発注した工事 1 5 3 件、測量コンサルタント等の委託 2 6 件の中から、入札金額・落札率などを考慮し、7 件を抽出した。</p> <p>2. 抽出事案の審議 審議概要は、下記のとおり。</p> <p>3. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次回会議は令和 8 年 7 月予定とし、4 月に日程調整をすることとした。</li> <li>・次回の抽出委員は内田委員長となった。</li> </ul>

委員	担当課及び事務局
<p>1. 一者随意契約  桐生市新本庁舎エントランス庇設置工事  &lt;担当：建築住宅課&gt;  &lt;工事概要&gt;  <b>【起債】</b> 新本庁舎エントランス庇設置 137.34m<sup>2</sup>、  倉庫（附属建築物2）鉄筋コンクリート造平屋建  59.8m<sup>2</sup>、電気設備工事 一式、機械設備工事 一式</p> <p>○1 者随意契約にした理由は。</p> <p>○JV の解散時期は。</p> <p>○関東建設工業(株)と JV を組んでいた吉田・桐生・野村の4者の指名競争入札をすることは考えなかったか。</p> <p>○旧本庁舎の解体工事の工期が令和7年9月30日までとなっているが、庇設置工事の工期の令和7年6月5日から工事はできたのか。</p> <p>○庇工事中の出入口は。</p>	<p>●庇は旧庁舎と近接していて新本庁舎の建設と一体的な工事ができなかった理由から、解体後に別工事として発注しなければならなかった。新本庁舎を建てた関東・吉田・桐生・野村 JV に施工させることが一番望ましいと考えていが、既に完了していて JV も解散したこともあり、その中でも総括して施工管理を行っていた代表構成員の関東建設工業(株)と1者随意契約とした。</p> <p>●3ヶ月以内の残務処理が終わった段階で解散するので、具体的な日にちまではこちらでは分からない。竣工時期が11月末だったので、庇設置工事に着手する時期には既に解散していた判断だった。</p> <p>●検討したが JV の中でも責任の割合が一番高く、代表構成員でもあり、本体工事と庇工事を付けたことで今後瑕疵が出てきた場合でも責任の所在が明確化できることや、最も品質確保ができるという判断の中で関東建設工業(株)と1者随意契約をした。</p> <p>●すぐに材料が来て設置できるわけではなく、施工図や仮設関係の計画を立てたりする準備期間が必要となり、実際に始めるまでの2,3ヶ月のブランクは当然できてしまう。</p> <p>●現在、通行止めになっている。</p>

○エントランスの庇を設置するのはどこの業者でもできる工事のように思えるが、そうではないのか。

○工事施工自体は時間的なことを考えなければどの業者でも可能ではあるが、今回は期限が迫っていて、その事情も踏まえて判断したということになるか。

## 2. 条件付き一般競争入札

桐生市新本庁舎外構工事〈担当：建築住宅課〉

〈工事概要〉

【起債】庁舎敷地外構 一式、道路外構 一式、サクラ並木敷地外構 一式、旧織姫神社外構 一式、電気設備工事 一式、機械設備工事一式

○事後審査方式とはどのような手続きか。

○入札前に個別の業者との情報交換があまり発生しないことを目的として、そのような段取りになっているのか。

○特定建設工事とはどのようなことか。

●市内業者でもできないことはないが、令和 8 年 3 月 31 日までに竣工を迎えないと合併特例債の期限があるため工期的な制約や、現在解体工事や外構工事等の 3 工事が並行して進んでおり、技術面でも関東建設工業(株)が一番適しているという判断で、市内業者ではなく関東建設工業(株)と契約した。  
また、1 期工事の中で庇の施工図関係も検討しており、1 期工事をしていた JV がその構造的な部分も把握していたので代表構成員であった関東建設工業(株)に発注した。

●そうである。

●金額の入札をした後に各共同企業体・各業者の技術者を申請してもらい、契約検査課でその技術者が建設業法に適していることの確認ができたときに入札が認められるという段階を踏んだもの。

●そういう面もあるかと思う。入札の金額を入れる際に一緒に技術者の資料を電子で添付してもらっている。

●「桐生市建設工事に係る共同企業体取扱要綱」で土木工事は概ね 2 億円以上の場合に特定建設工事共同企業体を含めて入札する規定があり、その複数の業者が集まった体系を特定建設工事共同企業体と呼

<p>○金額の判断で、特定工事はイコール共同体になる考えでよいか。</p> <p>○入札参加資格の設定の件について、桐生市内に営業所を有する者まで拡大すると、企業自体はどのくらい増えるか。</p> <p>○共同企業体の場合、いつも2ヶ所だけの競争になってしまうと思うので、競争促進するために3者4者くらいになるような工夫の余地はあるか。</p> <p>○枠を桐生市内だけでなく、県内に広げるなどは考えにくいのか。</p> <p>○外構工事が4つと、あと電気設備工事と機械設備工事があり、大体それぞれの積算としては何割ぐらいの比率になっているか。</p> <p>○例えば人件費と材料費みたいな形で見るときに、割合はどれくらいになるか。</p> <p>○例えばコンクリートはどこの業者も価格差は出てこないか。</p> <p>○コンクリートに限らず、材料についてはそういう形で決まってくるものが多いか。</p>	<p>んでいる。</p> <p>●土木は概ね2億円以上、建築は概ね5億円以上の基準があり、それを越えたところで共同企業体での入札を検討する。</p> <p>●土木のAとB合わせて市内には30者あり、営業所を追加すると佐田建設の営業所が市内にあるので31者に増える。</p> <p>●桐生市の方ではコントロールできず、市内にAとBで30者あり、そちらに公告して共同企業体が2企業体できたという結果なので、こちらから組んでもらうような話はなかなかしづらいと思われる。</p> <p>●今回外構工事は土木工事であり、桐生市内の業者でできるという判断のもと、市内業者でやっている。</p> <p>●6工種に分かれており、庁舎敷地外構工事が約3億4,000万円、道路外構工事が約1,300万、サクラ並木敷地外構工事が約4,200万円、旧織姫神社敷地外構工事が約3,900万円、電気設備工事が約3,500万円、機械設備が約230万円となる。これが直接工事費といい約4億7,200万円のもので、それに共通仮設費や現場管理費、一般管理費などを合せてプラス約1億2,920万円となるので、工事価格は税抜きで約6億130万円となる。</p> <p>●高い材料の物もあれば安い材料の物もあり、価格で割合というのは分かりかねる。</p> <p>●県が毎月物価の変動に応じて公表している群馬県単価があり、コンクリートの価格はそれを採用して設計価格にしている。</p> <p>●鉄骨の材料やコンクリートなどの一般的な建築で使う物については県の単価が公表されているので、それを採用している。</p>
--	--

<p>○人件費についてはどういう形か。</p> <p>○例えば機械ならメーカーがいろいろあるが、コンクリートもメーカーがあるのか。</p> <p>○発注するときにはどこのコンクリートを使うのか指定はしていないか。</p> <p>○実際に各業者で積算してみると、そんなに差は出てこないか。</p> <p>○今回の工事の中で、差が出てきそうな特殊な部分はあるか。</p> <p>3. 条件付き一般競争入札 桐生市新里社会体育館各所改修建築主体工事 〈担当：建築住宅課〉 〈工事概要〉 屋根改修 一式、外壁改修 一式、内装改修 一式、 トイレ改修 一式</p> <p>○工事概要で4件ほど一式となっているが、実際の公告ではどのくらいまで細かい情報を載せた上で入札をしているか。</p> <p>○内訳は入札業者の方が出してくるのか、それともこちらから出すのか。</p>	<p>●材料と別々に積算するものもあれば、材料と手間が一緒になっている単価のものもある。</p> <p>●コンクリートを作る会社があり、そこからミキサ一車で購入する形になり、東毛地域だと何ヶ所かあるのでその平均を取っていると思われる。何社かある中で、業者が請け負えばそこから購入することになる。</p> <p>●JIS 規格で認定を取っている工場からコンクリートは購入する基準があるので、その基準に照らし合わせながら事前に施工計画書が出てきた時点で、このコンクリート会社ならいいと市が判断したものに対して納品してもらう形ことになる。</p> <p>●汎用的な物についてはそれほど差が出ないと思うが、特殊な物については各専門の見積り業者から取るとやはり差は出てくる。</p> <p>●汎用的な物が多い印象だが、特段特別な物というのではない。</p> <p>●公告には、同じく屋根改修、外壁改修、内装改修、トイレ改修一式とあり、設計図書で内訳を一緒にした上で、その一式の中でこれらのものを求めている。</p> <p>●仕様という形で、例えば屋根が何平米というのを書いて出して入札しているので、ここに書いてある</p>
--	--

○内装改修一式の具体的な内容を教えてほしい。

○2番目の案件との比較でいうと、今回は建築一式ということで、材料のメーカーまで指定するのか、特にそこまで指定しないのか。

○材料に関してはある程度差が出てくると思うが、その点はどうか。

○各事業者で、例えば屋根ならこのメーカーに問い合わせるというルートをそれぞれ持っていると思うが、それぞれが違うルートでやる以上価格差が出てくる気がするが、その点は認識としてどうか。

#### 4. 指名競争入札

下水道事業計画変更業務委託（境野処理区）

〈担当：下水道課〉

〈委託概要〉

（国補・市単）全体計画見直し A=1, 426ha

下水道法事業計画変更 A=1, 426ha

都市計画法事業認可申請図書作成 A=1, 426ha

のは一式だが、設計書を見ればもっと詳しく書いてある。

●内装改修工事については、1、2階のホール・廊下・各部屋の内装の改修で、天井の改修、壁の改修、床の改修、下駄箱の改修、ガラスにフィルムを貼ったりもあり、内訳は約2,000万円の工事。加えてステージのアリーナの改修もあり、それは床のケレンと言って研磨をした上で塗装を塗り直したり、コートのラインの引き直しだとか諸々ある。

●屋根だとメーカーまでは指定してなくて、材料の素材や厚さ、工法までは載せている。今回はカバー工法という既存の屋根の上に新たに被せて行う方法だが、そういった仕様まで載せる。

●材料自体はカラー鋼板や厚みの基準があり、適用の中で記載していて業者が見れば価格は判断できる。屋根材だと、専門に作っている業者がいるのでそこから見積もりを取らないと、価格については判断がつかないと思う。

●群馬県近郊で代表的な屋根を扱う業者がいくつかあり、我々もそこから見積りを徴収して参考価格として設計書に反映している。その業者数が多くないので、業者もある程度我々と同じところから取らざるを得ないと思う。

○下水道事業計画変更とあるが、当初の計画がどうで、こういった要因でどのように変更になったのか。

○初期の計画はいつ頃立てられたか。

○面積減少による変更を行うことで、それに付随して公聴会を行ったとのことによいか。

○入札参加資格を有する専門業者の中に桐生市の業者はいたか。

●桐生市において境野処理区と桐生処理区の2処理区があり、下水道法第4条に基づき下水道事業を行うには事業計画を立てなければならないことが定められていて、そちらは当初からそれぞれ計画を立てている。その中で事業計画区域の面積の変更がまずある。この境野処理区において今回約19ha減少させることになっているが、汚水処理の手法として下水道に代わって合併処理浄化槽というのがあり、地域の人口減少の度合いによって、人口密度の低い所が下水道で整備するよりも個々に合併処理浄化槽を付けた方が整備効率が良く、時間的にも効率的に整備が行えるということで、その辺の見直しになっている。

また、令和7年度にこれの上位計画にあたる、国・県の方で流域別下水道整備総合計画というのが大元で立てており、こちらの見直しが前提としてある。それによって計画諸元もいろいろ変わるので、そこも含めて今回の変更で見直しする。

●この事業決定したのが昭和34年10月1日。

●公聴会等を行う手続きが都市計画法による手続きで都市計画決定を受ける形になるが、その手続きは現在進行中で、業務自体は桐生処理区の方の業務委託で今年度出しており、そちらで境野処理区・桐生処理区両方合わせた都市計画決定の手続きの業務を委託している。進捗状況は、地元住民への説明を行って、その計画案の閲覧を設けた。その閲覧期間の中で住民からの公述申出があればそれを受けて公聴会という手続きになるが、今回は公述申出が出なかったので公聴会は中止となった。なので、その計画案を進めるということで期間を設けて縦覧をしている最中である。

●今回この計画変更をやる実績のある業者が桐生市にはいなかった。業者については、(株)NJS群馬出張所、(株)オウギ工設、(株)日水コン群馬事務所、オリジナル設計(株)群馬営業所、あと落札した新日本

○この 8 者しか入札資格を持っている専門業者がないということか。

#### 5. 指名競争入札

##### No.1 分流最初沈殿池汚泥掻寄機整備工事

〈担当：境野水処理センター〉

〈工事概要〉

起債 減速機 更新 2 台、汚泥掻寄機オーバーホール 1 池分

○指名された業者のうち星野管工(株)が失格となっているが、その理由は。

○指名されたのに入札に間に合わなかったということか。

○境野水処理センターを運転しながら修繕するため、経験と実績がある業者となると指名競争入札しか方法がないということで間違いないか。そうするとこの汚泥掻寄機整備工事は大体同じ業者が選定されるのか。

設計(株)群馬営業所、中日本建設コンサルタント(株)群馬事務所、都市開発設計(株)、日本水工設計(株)群馬事務所となっている。

●業者選定については土木関係建設コンサルタント業種の登録業者の中で、過去に桐生市で下水道関連の受注があり、かつ本市および他市において今回の業務に関わる事業計画関連の実績のある業者を選定している。8 者以上あるが、桐生市に関わりがあるという観点でこの 8 者を選定している。

●この案件か定かではないが、近い案件の例としては、部品の調達等に各社に見積りを徴するが、その見積りの回答が遅かったという事例があった。他の例では、指名された工事が他にもいくつかあり、こちらの入札の見積りの積算が間に合わなかったということもあった。

●見積りの部品もある程度指定された製品であるため、各社に見積りを取るらしいが、その際に回答がなく、間に合わなかった例があったということで、おそらく今回の案件なのではないかと考えている。

●境野水処理センターの業者選定の方針として、選定要項で 7 者以上となっているので、まず初めに市内で水処理施設の整備の実績のある業者、次に県内に広げて実績のある業者、最後にプラントメーカーを加えて 7 者としている。

○分流最初沈殿池とはどういうものか。

●下水処理においては、下水道中に含まれる有機物・無機物を処理するために生物処理を行うが、生物処理をする前段階として、最初沈殿池で下水道中に含まれる比較的重たい汚れを、水をゆっくり流して沈める。その後、反応タンクで微生物処理をすると微生物が汚れ吸着し重たい汚れができるので、それを最後に最終沈殿池で沈めて処理する。今回は最初沈殿池の掻寄機で、昨年行ったのは反応タンクの処理後の沈殿池の下に溜まった汚れを取り除く掻寄機の整備だった。

○汚泥掻寄機の整備工事は、1年間に何件も発注するような工事なのか。

●掻寄機は汚泥をかき寄せる複数の板がレールの上に乗っておりその板どうしがチェーンで繋がっていて動く仕組みになっているが、そのレールと板が接触する部分の磨耗具合を毎年定期的に管理し、ある程度消耗が酷くなったときに全体的に更新するため、毎年するものではなく劣化具合を見ながら更新をしていく。

○どれぐらいの間隔か。

●長いと20年の程度で行う。前回の整備は平成4年3月に行った。動かしながら劣化の具合を見て、正常な稼働ができなくなると見込んだ段階で、全体的な更新をする。

○さっきの失格の要因として推測ということだったが、例えば見積りが間に合わなかったのは、指名業者の方で見積りを他所に出してそれが期限内に返ってこなかったのが結局駄目だったという理解でよいか。

●ギリギリになって間に合わなくなったと伺っている。

○市側として予定価格を計算するにあたり、どこかに参考見積を出しているのか。

●そうである。

○この指名業者の中のどこかに参考見積を出してもらっているのか、それとも全然違う業者に出しているのか。

●この中に入っている。

○それは複数取るのか、1ヶ所だけなのか。

○指名業者が含まれていると、ある程度金額の見通しが立てやすくなる気がするが、それを指名対象ではない別の業者に参考見積りを出してもらうことは可能なのか。

○対象になっているのは県内の企業ということだが、それを県外の業者に聞いてみることは実務上難しいか。

#### 6. 条件付き一般競争入札

非常用発電機更新工事〈担当課：浄水課〉

〈工事概要〉

非常用発電機更新工事

1. 発電機設備工事 1式  
2系発電機、地下燃料タンク
2. 舗装工事 1式 取壊し復旧
3. 既存構造物撤去工事 1式  
1系発電機室、地下タンク

○更新する耐用年数、更新時期はどのくらいの間隔か。

○今後も似たような更新が発生する見込みか。

○発電機や地下燃料タンクは指定しているか。

●汎用的な機器については複数社から取っている。基本的にはメンテナンスをしている業者からの参考見積りを徴収して積算するが、実際の発注の段階に当たっては、適正な積算価格を出すために、機器については複数社の見積りを取り、労務費については歩掛りを参考に積算している。

●問題はないと思う。

●見積りに関してもある程度手間もかかり、見積り等の徴収の費用や工事として積算する場合には、設計依頼のような委託をする形になるかと思う。

●耐用年数について、この発電機は昭和52年に設置されて48年経過している。大体40年周期で更新といわれている。

●非常用発電機は浄水場に1機しかなく、あともう1機が梅田浄水場にあるが、そちらは令和3年に出来た施設なのでしばらくはないと考えている。

●仕様書の中では規格で謳われているので、そのものが入ると思われる。

<p>○この発電機自体は地上に設置されているのか。</p> <p>○地下燃料タンクはクレーンか何かで動かすのか、それとも地下に運んで設置するのか。</p> <p>○契約金額がかなり高額だが、何が一番高いのか。</p> <p>○発電機や制御盤は、メーカーを指定して発注するのか。</p> <p>○製造業者は何社くらいあるのか。</p> <p>○どれを使うかによって価格差が出てくるのかどうか。</p> <p>○メーカーによってある程度の価格差があり、入札の場合もう少し幅が出てくる気もするが、割とみんな似た数字で入札している。そして落札率も96.99%と高めになっていて、その辺についての認識や事情は。</p> <p>○市側は発電機に関して、何ヶ所から見積りを取るのか。</p> <p>○その3者は県内に限らずか。</p> <p>○県内だとその3者に限られてくるか。</p> <p>○見積徴収はメーカーに直接聞くのではなく、メーカーの取引している施工業者の方に聞くのか。</p> <p>○その見積りを出してもらっている業者は桐生市内ではないか。</p>	<p>●そうである。</p> <p>●地下にコンクリートの水槽を作り、その中に燃料を溜めておく手法になる。</p> <p>●発電機そのものも高く、あとは制御盤もかなり高額となっている。また、昨今の社会情勢で値段が上がっている。</p> <p>●メーカーまでは指定していない。あくまでも浄水場の電気を供給できる能力を求めている。</p> <p>●メーカーまでは、はっきり記憶にない。</p> <p>●能力をある程度満たしていれば、その自由度は請負業者に与えている。</p> <p>●非常用発電機を作っているメーカーはそんなに多くないと考えており、あとは請負業者とメーカーのやり取りがどのくらいあるかだが、選択肢が多ければ部品を安く調達でき、全体的な落札価格も下がってくると思う。そんなに多くないので、設計額に対して高い落札率になってしまうのではと考える。</p> <p>●見積りは3者から取っている。あとは歩掛りや積算要領、県の労務単価などを見て設計している。</p> <p>●県内の3者から取っている。</p> <p>●そうである。あとは浄水課の今までの工事のやり取りや、メーカーとやり取りしている業者を参考にして3者選んで見積り徴収している。</p> <p>●そうである。</p> <p>●手元に資料がなく、県内という大枠での回答になってしまう。</p>
---	--

7. 指名競争入札

ろ過池更生工事（2号池）〈担当：浄水課〉

〈工事概要〉

ろ過池更生工事（2号池）

- ・ろ過池更生工 1池
- ・塗装工 1池

○入札した2者がどちらも同じ金額で落札率が100%だが偶然か。また、同じ金額であって片方が選ばれた理由はなにか。

○厳しいというのは、見積りで安くしないとイケないような、業者にとって厳しいということか。

○100%を超えることもあり得たかと思うが。

○日水産業(株)の方が選ばれているが、それを決めた理由は。

○令和6年10月にろ過池1号池の工事をしているが、1号池と2号池の工事内容は一緒か。

○令和6年10月のときは予定価格が1,287万、今回は1,800万で600万くらい高くなっているのは物価高の影響か。

○1,000万以上の工事なので7者以上と要綱にあるが、今回3者にした理由は。

●落札金額に関しては特殊な部品があり、設計に関しては歩掛り、積算資料等を見ながら積算しているが、少し厳しい設計になったのではないかと思う。

●昨今の社会情勢で部品が値上がりしている部分もあり、その辺のズレがあると思われる。ただ桐生市にしてみれば、歩掛りや労務単価は県の基準を採用しているのでそれ程差異はないと思うが、100%で落札すること自体がその辺の価格上昇の影響があるのではないかと感じている。

●100%を超えることもあり得たと思うが、最低でもそこで落札したい意欲があったのではないかと思う。

●くじで決めた。

●同じである。

●その辺を見直して積算し直しているのでは、そこが影響していると思う。

●1号池のときは7者選んでいる。ただ、7者中6者が辞退しており、その理由も技術者の配置が困難ということが多かった。専門的な技術や機械を持っていないと出来ないのでは、今回金額に関しては7者以

<p>○要綱の 10 条の但し書きに「当該工事等が災害復旧等のため緊急に施工を要する若しくは特殊な工法及び技術を要する等の特別な理由がある場合」と書いてあるので、それを理由に選定業者数を減じたという理解でよいか。</p>	<p>上になるが、実際に出来る能力、資格を考えて 3 者指名した。</p> <p>●その通りである。</p>
--	--